

## 災害共済給付制度

### 1. 学校管理下とは

- ・授業中（各教科、遠足、修学旅行、大掃除等）
- ・学校の教育計画に基づく課外指導中（部活動、林間学校、臨海学校等）
- ・休憩時間中及び学校の定めた特定時間中（始業前、業間休み、昼休み、放課後等）
- ・通常の経路及び方法による通学中（登下校中）

### 2. 給付対象・給付額

災 害	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
けがや病気 の場合	医療費総額（初診から治癒するまで）が5,000円（病院の窓口で支払う額が1,500円）以上のものが対象となります。	医療費 ①医療費分として医療費総額の3/10（病院の窓口支払分） ②雑費分として医療費総額の1/10 ③合計①+②、医療費総額の4/10が支給されます。
障害が 残った場合	けがや病気が治った後に残った障害で、その程度により1級～14級に区別されます。	障害見舞金 3,770万円～82万円 （通学中は、その半額）
死亡した 場合	事故や病気による死亡	死亡見舞金 2,800万円 （通学中は、その半額）
	突 心臓疾患などの場合 然 た だ し、体育でのマラソ 死 ンなど激しい運動中	死亡見舞金 1,400万円 死亡見舞金 2,800万円 （通学中は、その半額）

- ① 保険外治療費は、給付の対象となりません。
- ② 同一の負傷または疾病の医療費の給付期間は初診日から10年間です。
- ③ 要保護児童・生徒の医療費は、医療扶助があるため対象となりません。
- ④ 学校の管理下の範囲の怪我等の場合には日本スポーツ振興センターより給付がありますので、子ども医療証の使用は控えていただきますようお願いいたします。
- ⑤ 給付事由の発生から2年間請求しないでおくと、給付を受ける権利はなくなります。
- ⑥ 非常災害による災害は給付となりません。
- ⑦ 第三者の加害行為による災害により損害賠償があった時は差額支給（示談額等がセンター給付金額よりも少ない場合）となります。ただし、児童生徒間（センター加入者）の加害行為の場合は全額給付対象となります。

### 3. 請求方法及び給付方法

- ① 請求は、学校から渡されます規定の手続き用紙を医療機関等に持参し、医療点数等を記入してもらい、再度学校へ提出してください。
- ② 規定の手続きの用紙には公費負担医療制度（ひとり親家庭医療・子ども医療助成等）の使用の有無を確認する欄が右下部にありますので、「記入者」欄の「保護者」と「公費負担医療制度」欄の該当する公費負担医療制度名に○印をつけ、その月に病院で支払った自己負担金額をご記入ください。
- ③ 提出の際は、領収書等（原本）も一緒に提出してください。（裏面に受付印を押印した後、返却いたします。）
- ④ 給付は日本スポーツ振興センターで審査され、給付金の額が決定された場合、学校を經由して保護者の金融機関口座に振り込まれます。振込ができましたら、ご家庭にお知らせいたします。
- ⑤ 通院が複数月にわたる場合も手続きは 1 月ごとです。